

宿泊施設応援！県内大規模宿泊モニターキャンペーン実施要領

青森県観光国際戦略局 誘客交流課

1 趣 旨

新型コロナウイルス感染症の拡大により、国内外からの観光客が激減し、県内宿泊事業者が厳しい環境に直面していることに鑑み、県内における流動及び消費拡大を図るため、「宿泊施設応援！県内大規模宿泊モニターキャンペーン（以下、「本キャンペーン」という）」を実施することとし、本キャンペーンに参加する宿泊施設の募集、青森県民向けの新たな宿泊プランの造成・販売、キャンペーン実施料の支払い手続など、本キャンペーンの実施に必要な事項を定めるものである。

2 県内大規模宿泊キャンペーンによる宿泊期間

2020 年 7 月 23 日（想定）から 2021 年 3 月 12 日まで

※新型コロナウイルス感染症の状況により変動あり

3 予算額

100,000,000 円

4 目標宿泊者数

10,000 人

5 宿泊者対象

青森県内居住者

6 キャンペーン対象施設の要件

本キャンペーンへの参加対象となる宿泊施設は、下記の要件を満たすものとする。

- (1) 青森県内に所在し、観光客に宿泊のサービスを提供する施設であること。
- (2) 下記いずれかの会員に該当する施設であること。
 - ・公益社団法人青森県観光連盟（以下、「青森県観光連盟」という。）会員
 - ・青森県旅館ホテル生活衛生同業組合会員（青森県観光連盟会員）
 - ・青森県民宿連合会会員（青森県観光連盟会員）
 - ・浅虫温泉旅館組合会員（青森県観光連盟会員）
- (3) 上記（2）以外で、市町村からの推薦があり、県が承認した施設であること。
- (4) 旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）第 2 条第 2 項から第 4 項の営業許可など、当該施設を運営するうえで、必要な許可を得ていること。
- (5) 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」（昭和 23 年法律第 122 号）の第 2 条第 6 項第 4 号に規定される施設ではないこと。
- (6) 「青森県暴力団排除条例」（平成 23 年 3 月 18 日青森県条例第 9 号）を遵守する施設であること。
- (7) その他公序良俗に反しない施設であること。

7 キャンペーン参加の要件

- (1) 新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を実施すること。
- (2) 県内流動を促進するため、青森県民向けに、自施設のセールスポイントや地域の魅力を生かした宿泊プランを造成し、県の承認を得ること。

8 キャンペーンの周知・販売

- ・県及び青森県観光連盟は、県の観光情報サイトや広報誌等を活用し、本キャンペーンのプロモーションを幅広く実施することで県民に周知する。
- ・宿泊施設は自社 HP、OTA サイト等を活用し、県民向けに宿泊プランの PR 及び販売を行う。

9 宿泊プランの要件

- (1) 2020 年 7 月 23 日（想定）から 2021 年 3 月 12 日までに宿泊するプランであること。
- (2) 自施設のセールスポイントや地元の魅力などを生かした、来シーズンも継続実施できる宿泊プランであること。
- (3) 1泊以上する宿泊プランであること（日帰りプランは不可）。
- (4) 宿泊プランは、通年プランや複数の季節限定プランを組み合わせ、目標人数に達するようにする。
※通年プランは、上記（1）の期間を通して内容が同じ宿泊プラン（例：2 時間飲み放題付宿泊プラン）、季節限定プランは、季節ごとに目玉となる内容が異なる宿泊プラン（例：季節限定のご夕食プラン/夏のウニ御膳、秋のまぐろ御膳、冬の鮫鮎フルコースなど）も可能とする。
- (5) 宿泊プランは一人泊当たり 5,000 円を割り引いた額で目標人数分を販売すること。
- (6) 宿泊プランを周知・販売する際には、その広告媒体に、割引額及び「県内大規模宿泊モニターキャンペーン」における宿泊プランであることを明記すること。
- (7) 連泊プランの場合は、県内周遊を促すため 2 泊まで認める。
- (8) 割引前の宿泊プラン代金は一泊当たり 5,000 円を超える金額とすること。

10 キャンペーンの実施料

キャンペーン参加意思確認書及び宿泊プラン企画書を提出し、県から参加の承認を受け、感染防止対策を講じることを条件に、キャンペーンに参加する施設には、下記のとおりキャンペーン実施料を支払うものとする。

<キャンペーン実施料>

1 施設当たり、客室数に応じて下記のとおりキャンペーン実施料を支払うものとする。

区 分	キャンペーン実施料	募集人数（割引人数）
客室数 10 室以上の施設	500,000 円（税抜）	50 人
客室数 10 室未満の施設 （客室数…1～9 室）	200,000 円（税抜）	20 人

- ・キャンペーン実施料…宿泊プランの造成及び販売、割引に係る費用
- ・宿泊プランの販売状況に応じ、募集人数を増やし追加の実施料を支払う場合がある。

【注意事項】

※客室数 10 室以上の施設における割引人数は 50 人とする。

（50 人×5,000 円＝250,000 円）

※客室数 10 室未満の施設における割引人数は 20 人とする、

（20 人×5,000 円＝100,000 円）

※宿泊プランが複数になる場合でも、1 施設当たりの割引人数の上限は、それぞれ 50 人、20 人とする。

11 書類送付先

下記送付先に必要書類を「郵送」してください（FAX、メールでの送付は不可）。

【送付先】公益社団法人青森県観光連盟

住所：〒030-0803 青森県青森市安方1丁目1番40号

電話番号：017-722-5080 / FAX 番号：017-735-2067

12 キャンペーン参加施設募集期間

令和2年5月22日（金）～令和2年6月19日（金）

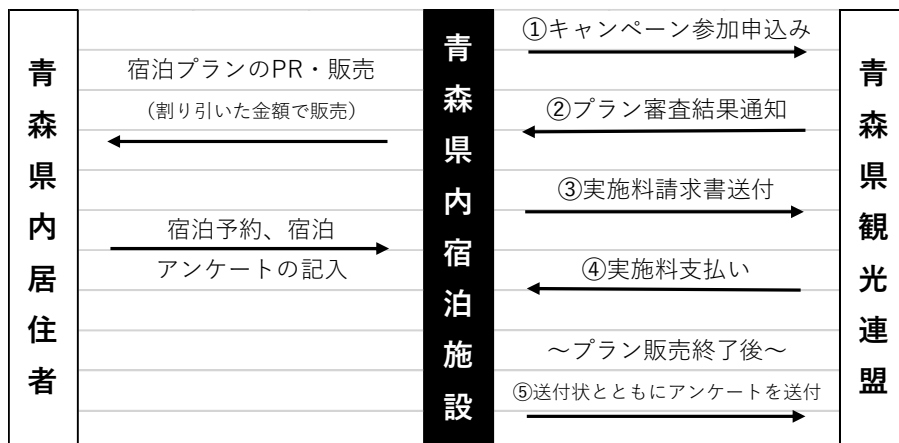
（1）第一回提出期限：令和2年6月5日（金） ※当日消印有効

→キャンペーン実施料の支払い：令和2年6月末まで（予定）

（2）第二回提出期限：令和2年6月19日（金） ※当日消印有効

→キャンペーン実施料の支払い：令和2年7月上旬まで（予定）

13 キャンペーン参加の流れ



① キャンペーン参加申込み

・本キャンペーンへの参加を希望し、宿泊プランの造成・販売を行う宿泊施設は、青森県観光連盟に対し、参加意思確認書（様式1）により申し込む。

◆参加意思表明書の事前チェックを承ります。ご希望の方は、事前にお電話でご連絡の上、押印前の記入済用紙を、青森県観光連盟（FAX：017-735-2067）まで FAX にてお送りください。

◆本キャンペーンの実施に当たり、事前説明会を開催いたします。詳細につきましては別紙をご参照ください。

<県内市町村からの推薦施設について>

・県内市町村は、青森県観光連盟会員施設を除き、本キャンペーンへの推薦施設がある場合は、5月29日（金）までに、参加施設推薦書（様式5）を県に提出すること。

・県は、県内市町村からの参加施設推薦書受領後、宿泊施設に対し必要書類（様式1～4）を送付する。

・宿泊施設は青森県観光連盟に対し、参加意思確認書（様式1）により申し込む。

② 宿泊プラン審査結果通知

青森県観光連盟は、申込書（宿泊プラン）の内容を審査し、県の承認を得た上でキャンペーンへの参加を決定し、参加決定通知書（様式 2）により、本キャンペーンへの参加を決定した宿泊施設に通知する。

③ 実施料の請求

キャンペーンへの参加が決定した宿泊施設は、請求書（様式 3）により実施料を請求する。

【注意】

提出書類の内容に不備があった場合、キャンペーン実施料のお支払が遅れる場合があります。送付の際には不備がないよう必ずご確認ください。

④ キャンペーン実施料の支払い

青森県観光連盟は、宿泊施設の請求に基づきキャンペーン実施料を支払う。

⑤ アンケートの回収・集計・報告

- ・宿泊施設は、宿泊プランの販売終了後、アンケート送付状（様式 4）とともに、利用者から回収したアンケートを、宿泊プランの販売期間終了日から 10 日以内に青森県観光連盟まで提出すること。
- ・青森県観光連盟はキャンペーン期間を通して宿泊施設から回収したアンケートを集計し、県に報告するものとする。
- ・アンケート様式は別途配布する。

14 その他要件

- （1）宿泊者にアンケートの記入及びチェックアウト時の提出をお願いすること。
- （2）本キャンペーンによる宿泊プランの割引は、キャンペーン実施用に県の承認を受けた宿泊プランに限る。
- （3）利用者の宿泊代金の精算は、事前決済、現地決済のどちらも可能とする。
- （4）宿泊施設への予約は宿泊者自身が行うものとする。
- （5）宿泊プランは他の割引との重複も可能とする。

《備考》

提出された書類の返却はしない。また、本キャンペーンに係る業務以外には使用しない。